

【 総務部】

件 名	情報公開請求費用に含まれる消費税について
<p>申立概要 【受理 6. 2. 21】</p>	<p>① 京都府情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく文書交付による情報公開がなされた場合には、条例第 27 条により費用請求が行われており、この費用には消費税が含まれている。</p> <p>情報公開に係る費用については、消費税法第 6 条別表第 2 の 5 のイ（3）に該当し、非課税であり、消費税が課税されていることは違法である。国税庁と協議を行ったのか。</p> <p>② 情報公開に係る費用の領収書について、「コピー代」と表現されているが、条例第 27 条に基づき「公文書写しの交付費用」とすべきである。</p>
<p>確認事項 【通知 6. 3. 26】</p>	<p>① 消費税の課税対象となることについては、会計課が国税庁に確認しており、同課に確認したところ、次のとおりであった。</p> <p>「インボイス制度の開始に当たり、条例第 27 条に基づく「公文書その他の資料の写しの交付に係る費用」の課税区分について、令和 4 年 10 月 20 日、国税庁に相談したところ、「当該費用が手数料としての位置付けでないのであれば、消費税法第 6 条別表第 2 第 5 号イ及びロには該当せず、課税対象となる。」旨を確認した。」</p> <p>② 「公文書の写しの交付に要する費用」には、㊦コピー機による公文書の写しの作成に要する費用、㊧公文書の写しの送付に要する費用などがあり、「コピー代」については、㊦を端的に表記しているものである。</p>